

狭山池古文書講座 「池守田中家文書をよむ」

問い合わせ
狭山池博物館ボランティア
事務局 ☎367-8891

江戸時代初期から池守として狭山池の管理・運営に携わっていた田中家に残されてきた「池守田中家文書」を読む、初めて古文書を学ぶ人も参加できる入門講座です。

とき 30日(日)・8月19日(土)・26日(土)・9月10日(日)午後2時～4時(午後1時30分開場。全4回) ところ 狭山池博物館・ホール 講師 加藤宏文さん/大阪府立春日丘高校教諭
参加費 500円(資料代) 定員 35人(先着順) 申し込み はがきに住所・名前・電話番号を書いて、〒589-0007池尻中二丁目狭山池博物館へ郵送または直接。電子メール(ikehaku.komonjo@gmail.com)、ファクシミリ(FAX367-8892)も可。1日(土)～21日(金)必着



池守田中家のおサイフ事情

池守の経済的背景、家計状況などを具体的に示す古文書などを展示・公開して、江戸時代後期の裕福な農民層の生活を考えます。

とき 15日(土)～8月27日(日)午前10時～午後5時 ところ 狭山池博物館・特別展示室 展示解説 16日～8月27日の日曜日午前11時～午後0時(30日は午後1時から) <<歴史セミナー>>とき ①23日(日)・②8月20日(日)午後2時～3時30分(午後1時30分開場) ところ ホール 内容・講師 ①「池守田中家のおサイフ事情」②「田中家の冠婚葬祭、普請」中山潔さん/狭山池博物館学芸員 定員 いずれも126人(当日先着順)



近畿大学病院等移転跡地の土地利用 ゾーニング案に関する市民アンケート

募集期限
8月31日(木)

近畿大学病院等移転跡地について、狭山ニュータウン地区の再生や市の発展に寄与する土地利用となるよう、昨年度、近畿大学と連携し、近畿大学病院等跡地活用官民連携方策検討調査を行いました。この調査において、導入機能や基盤施設、開発整備のマネジメント手法などについて検討し、3つの土地利用ゾーニング案を取りまとめました。

この3つの土地利用ゾーニング案を基本に、市民の皆さま

の意見を踏まえて、10月ごろに近畿大学が選定予定の跡地取得企業と具体的な土地利用内容の協議などを進めますので、アンケートにご協力をお願いします。

募集期限 8月31日(木) 回答方法 市役所企画グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布する調査票を企画グループへ直接。市申込フォームからも可



問い合わせ 企画グループ ☎349-8001

堀井善久副市長が再任

問い合わせ 秘書グループ ☎366-0011

堀井善久氏が、6月定例会で同意を得て、7月1日付で副市長に再任しました。
堀井副市長は昭和60年に大阪府に奉職。河南町副町長(派遣)、総務部市町村課長、住宅まちづくり部次長などを務め、令和元年7月から副市長を務めています。任期は、令和5年7月1日～令和9年6月30日の4年間です。



大阪狭山市子育て応援アプリ「さやまっ子ナビ」の配信を開始

現在配信中の子育て情報アプリ「さやまっ子」に代わり、令和5年7月中旬から新たに大阪狭山市子育て応援アプリ「さやまっ子ナビ」を配信します(アプリの切り替え手順について、詳しくは市ホームページを確認してください)。

このアプリでは、お母さんの妊娠経過や子どもの成長の記録、予防接種のスケジュール管理などができます。また、イベント情報なども配信しているので、子どもとお出かけにも便利です。母子健康手帳とあわせて利用してください。



市ホームページ



画面イメージ

問い合わせ 子育て支援グループ ☎349-8015

さやりんポイント付与事業をスタート

昨年、市は、コロナ禍の市民生活応援策や地域経済の活性化を図るため、さやりんポイントを付与したカードの配布と、さやりんポイントプレミアムチャージキャンペーンを実施しました。この仕組みを活用し、市内事業者での商品の購入・サービスの利用促進や市民の行政参画を促進するため、「さやりんポイント付与事業」を試行的に実施します。

さやりんポイントは、市内加盟店での商品の購入やサービスの利用の際に、1ポイント=1円として使用できます。ポイント付与される対象者や付与方法、付与時期、ポイント数など、詳しくは担当グループへ問い合わせてください。

令和5年度ポイント付与予定事業	付与ポイント	担当グループ
功労者・善行者表彰式記念	5,000	秘書G
Instagram フォトコンテスト入賞	最優秀賞 5,000 優秀賞 3,000 特命大使賞 1,000	広報プロモーションG
禁煙推進ポスターコンクール入賞	最優秀賞 3,000 優秀賞 2,000 佳作 1,000	健康推進G
健康まつり参加	5	健康推進G
文化教育功労者表彰式記念	5,000	教育総務G
プレイセンター運営協力	500	子育て支援G
子育て支援センターボランティア活動	500	子育て支援G
特定健診等受診	5,000	保険年金G

問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011

パブリックコメントを募集

募集期間
24日(月)まで

次の条例(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報公表しません。また、個別に連絡することはありません。

【大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例(素案)】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、市の責務と医療介護などの関係者、市民などの役割を明らかにすることを目的に「大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例」を制定します。

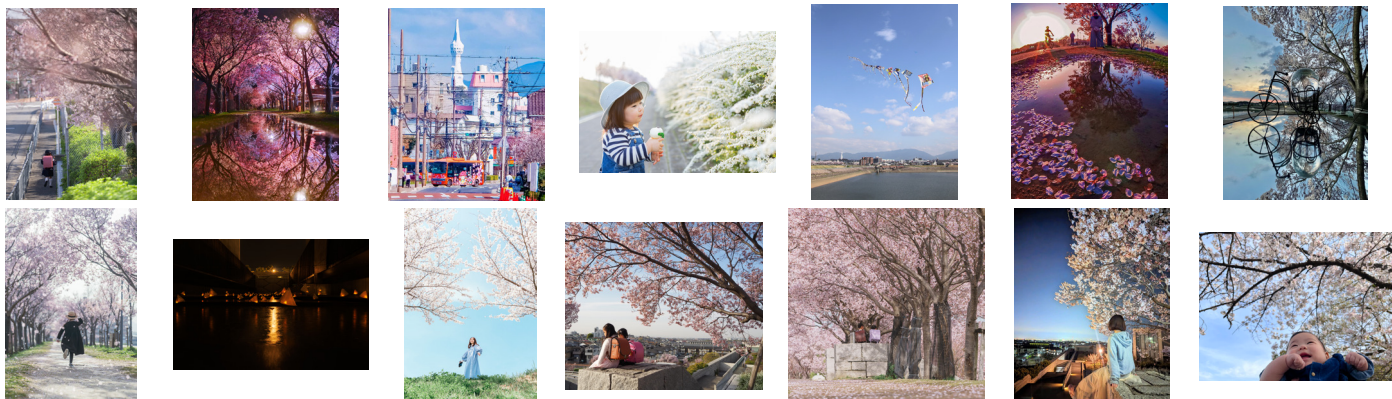
募集期間 3日(月)～24日(月) **閲覧場所** 市役所高齢介護グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館、保健センター、地域包括支援センター **意見の提出方法** 書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・(通勤・通学の場合は)会社名・学校名・条例(素案)に対する意見を日本語で書いて、〒589-8501 大阪狭山市役所高齢介護グループへ郵送または直接。ファクシミリ(FAX366-9696)、電子メール(kourei@city.osakasayama.osaka.jp)、市申込フォームからも可



問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

大阪狭山市 Instagram フォトコンテスト 市民投票～みんなで最優秀作品を決めよう～

投票期間
9日(日)まで



「大阪狭山市の春」をテーマに開催した、「Instagramフォトコンテスト～大阪狭山市の春2023～」について、市内外から、200件を超える投稿がありました。皆さん、ご協力ありがとうございました。

市特命大使の皆さんによる1次選考の結果、14点の作品を最終選考作品として選出しました。

9日(日)まで、市民投票による最終選考を実施しますので、

投票をお願いします。

《対象》市内に居住・通勤・通学する人

《投票方法》市投票フォームから

また、投票者の中から抽選で30人に、市特命大使で女流棋士の西山朋佳さん寄贈の、写真入り図書カード(500円)をプレゼントします。



投票はこちら



問い合わせ 広報プロモーショングループ ☎366-0011

夏の資源化物の回収



袋は持ち帰りましょう

夏は資源化物の排出量が増加します。正しい方法で排出してください。下表の協力店でも回収しています。

《缶・びん》●潰さずリサイクルボックスに入れる ●水で洗う
●袋から出す ●袋はリサイクルボックスにくくりつけない ●
時間帯を考慮し迷惑にならないよう静かに入れる ※週1回(年末年

資源回収協力店	所在地	牛乳パック	ペットボトル	発泡スチロールトレイ
サンプラザ狭山店	狭山五丁目2342-1		○	○
サンプラザ金剛店	半田一丁目252-3	○	○	○
オークワ狭山店	栄木三丁目153-1	○	○	○
コノミヤ狭山店	大野台二丁目1-17	○		○

始を除く)の定期回収です。一度に大量に投入するとあふれる原因となります。少量ずつの排出に協力してください

《牛乳パック》●水で洗う ●切り開いて乾かす ●
公共施設などに設置されている回収ボックスへ

《ペットボトル》●キャップ、ラベルシールをはずす
●水で洗う ●押し潰すなどして、容積を減らす ●
資源ごみBの日(月2回)に出す ※シール不要

《発泡スチロール・トレイ》●水で洗う ●資源ごみ
Bの日(月2回)に出す ※シール不要

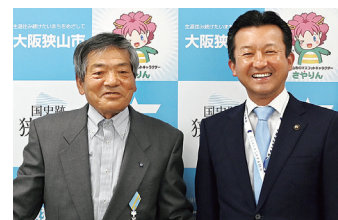
問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

令和5年度春の叙勲 瑞宝単光章を受賞

ずいほうたんこうしょう

5月10日、約36年間にわたり消防団員として地域防災力の向上に尽力した功績から瑞宝単光章を受賞したことについて、尾崎頼行さん(元大阪狭山市消防団大野分団長)が市長を表敬訪問しました。

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011



児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

＜児童扶養手当＞ひとり親家庭の生活の安定と自立を進め、児童の健全育成を目的とした制度です。次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です ※ただし、所得制限があります。申請が必要です

●父母が婚姻を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●棄児などで父母がいるかわからないか明らかでない児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。
●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内に

ない ●対象児童が里親に委託されている ●対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある人を含み、障がいの状態にある人を除く)に養育されている ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している

＜特別児童扶養手当＞障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。20歳未満で、政令で定める障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居・監護し、生計が同じであること)が対象です ※ただし、所得制限があります。申請が必要です

また、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

●父または母、養育者および対象児童の住所が日本国内にない ●対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所している ●対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができる



問い合わせ 子育て支援グループ ☎349-8015

夏の害虫対策を



【蚊に注意】

海外では病原体を持った蚊に刺されることで感染する、デング熱やジカウイルス感染症などが流行しています。また、発症している渡航者や帰国者が日本で蚊に刺されると、ほかの人へ感染が広がる可能性があります。

＜幼虫対策(9月ごろまで)＞ボウフラの発生源をなくすため、庭先、家の周りなど、雨水がたまる植木鉢の受け皿やバケツ、ペットボトルなどを放置しない

＜成虫対策＞蚊が潜む場所を減らすため、まめに草を刈る

＜蚊に刺されないために＞●防虫網などで蚊の侵入を防ぐ ●草むらなどでは肌を露出しないように、長袖、長ズボンを着用する ●虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

【マダニに注意】

マダニは草むらなどの茂みに生息し、褐色で体長は1～4mm、血を吸うと1円玉程になります。マダニにかまれ、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)や日本紅斑熱などに感染した例が全国で報告されています。ウォーキングや山登り、山菜採りで野山に行くときは次の点に注意してください

●長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくする ●家に

入る前に上着を脱ぎ、マダニを持ち込まない ●帰った後はすぐに入浴し、マダニがついていないか確認する ●マダニにかまれたら、すぐに医療機関(皮膚科など)に相談する ※無理に引き抜くと皮膚内にマダニの体液が逆流します

蚊が媒介する感染症	潜伏期間※	症 状
ジカウイルス感染症	2～12日	発熱、発疹、関節痛、結膜炎など。症状が軽いか無症状であることも多い。妊婦が感染すると、胎児の小頭症を引き起こすことがある
デング熱 チクングニア熱	2～15日(多くは3～7日)	突然の高熱(38度以上)、頭痛、筋肉痛、関節痛、発疹、結膜炎など
熱帯熱マラリア	1～3週間	発熱、悪寒、震え、頭痛、全身倦怠感、腹部症状やせき、重症では脳症など
その他のマラリア	10日～4週間	
日本脳炎	6日～2週間	発熱、嘔吐、腹痛、全身倦怠感、意識障がい、けいれんなど

※刺されてから症状が出るまでの期間

問い合わせ 保健センター ☎367-1300、生活環境グループ ☎366-0011

国民健康保険・後期高齢者医療制度

【国民健康保険】

＜＜限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付＞＞入院などで医療費が高額になる場合、事前に申請することで病院窓口での支払いが限度額までになります。限度額は前年所得により区分が異なります ※住民税非課税世帯に属する人が入院した場合、食事代が減額されます

8月以降の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日(火)以降に申請してください。マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている人で、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関を受診する場合は申請不要です。また70～74歳の人は、申請不要の場合があるので、問い合わせてください。

＜＜高齢受給者証を更新します＞＞8月以降の高齢受給者証(70～74歳の人が対象)を今月下旬に送付します。マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない人が医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と一緒に提示してください。高齢受給者証での自己負担割合は、原則として2割ですが、一定以上の所得がある人がいる世帯に属する人は3割です ※一定以上の所得がある人とは、各種控除後の住民税課税標準額が145万円以上の70～74歳の人です。ただし、同じ世帯に70～74歳の人がいて、基礎控除後の総所得金額などの合計が210万円以下の場合は2割となります。詳しくは問い合わせください

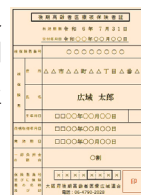
【後期高齢者医療制度】

＜＜8月から、後期高齢者医療被保険者証が橙色に変わります＞＞新しい被保険者証は、今月下旬に送付します。有効期限は令和6年7月31日(水)までです。また、現在の被保険

者証(黄色)の有効期限は、31日(月)までなので、新しい被保険者証(橙色)が届いたら、破棄するか、市役所保険年金グループへ返却してください。



令和5年
7月31日(月)まで



令和6年
7月31日(水)まで

＜＜医療機関などの窓口での自己負担割合＞＞医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は、4～7月は前年度、8月～翌年3月は当該年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)を用いて判定します ※当該年度の判定は毎年8月1日に行います。また、有効期間内でも、世帯状況や所得の更正などにより、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の2割もしくは1割相当額の請求、または、還付をする場合があります

＜＜後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新＞＞既に認定証を持っていて、今年度も継続して対象になる人は新しい認定証を今月下旬に送付します ※現在、交付を受けていない人で対象となる人は、保険年金グループで随時申請できます

対象 住民税非課税世帯に属する被保険者、被保険者証の負担割合が3割で課税所得が690万円未満の被保険者および同じ世帯に属する被保険者

＜＜保険料の決定＞＞今年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。詳しくは同封のお知らせを確認してください。



問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 ☎06-4790-2028

第73回大阪狭山市社会を明るくする運動



＜＜社会を明るくする運動とは＞＞犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月は強調月間で、保護司会や更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

＜＜市民集会＞＞とき・ところ ①11日(火)午後2時30分～3時30分/さやま荘・大広間 ②18日(火)午後2時30分～3時30分/市役所・第1会議室 **内容・講師** ①「高齢者の消費者トラブル～みんなで築こう気付きの輪～」河野順子さん/大阪狭山市消費生活センター ②「犯罪被害に遭うということ～あなたに知ってほしいこと、できること～」木村弘子さん/認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター ※手話通訳、要約筆記あり **定員** いずれも50人(当日先着順)

問い合わせ 大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会事務局(福祉グループ内) ☎366-0011